

# 吉成小学校 いじめ防止対策委員会

## (設置)

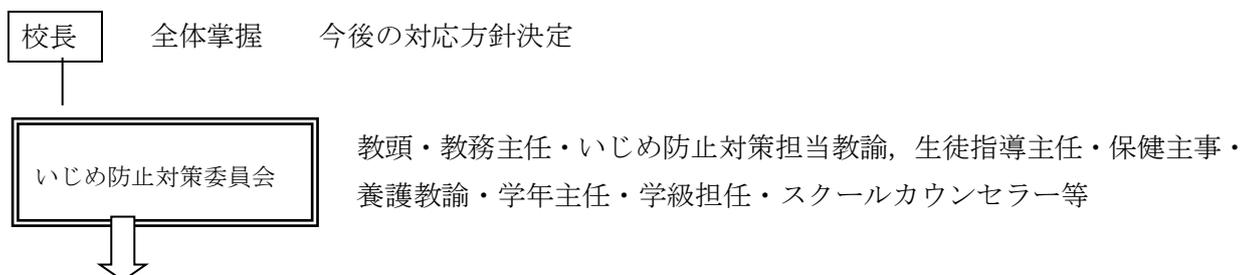
平成25年6月28日公布の「いじめ防止対策推進法」の第22条に基づき、いじめの防止等に関する取組を実効的に行うため、「吉成小学校いじめ防止等対策委員会」(以下「本校対策委員会」という)を設置する。

## (目的)

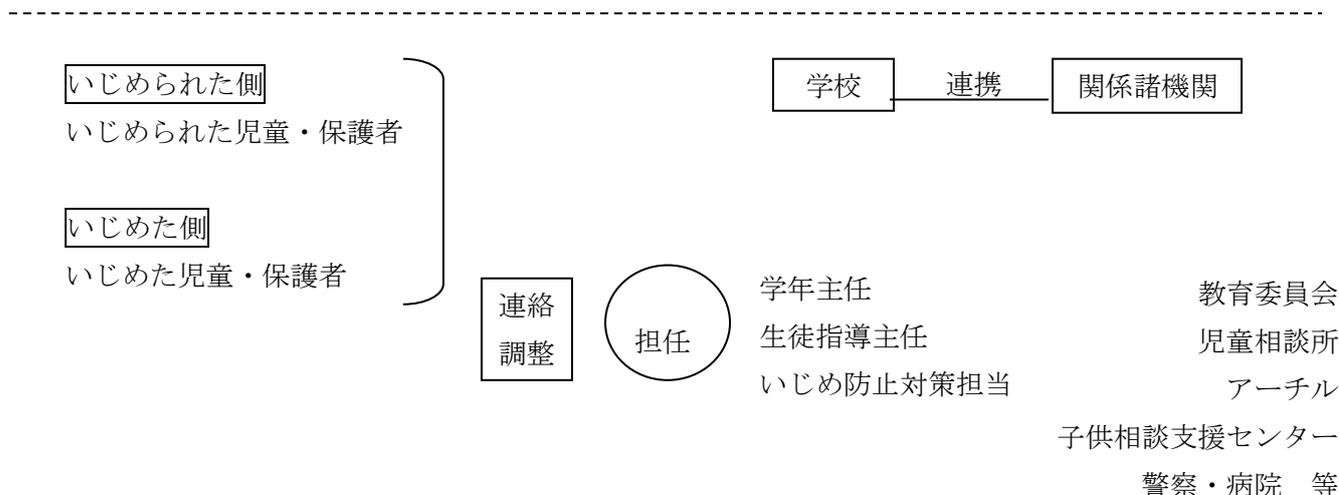
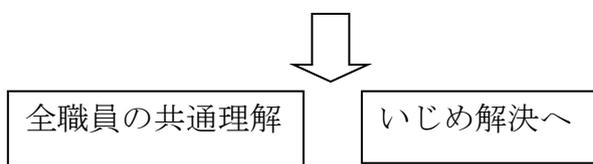
いじめは、全ての学校・児童等に起こりうる問題であるという認識に基づき、児童が安心して学習やその他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行なれなくなるようにするために学校全体でいじめ未然防止及び早期発見に取り組み、いじめ事案が発生したと考えられる場合は、組織的に適切かつ迅速にこれに対処することを目的とする。

## (委員会の構成及び対応)

委員会の構成は、基本的に、校長、教頭、教務主任、いじめ防止対策担当教諭、生徒指導担当教諭、教育相談担当教諭、学年主任、特別支援教育コーディネーター、養護教諭、(スクールカウンセラー)によるものとし、具体的には、校長が実情に応じて、毎年度、委員を任命する。なお、内容や案件によって、校長は、他の必要な教職員や学校関係者等の出席を求めることが出来る。



※支援チームを組織し、事実確認の上状況を分析、問題点を明確にし、問題解決のプランを検討する。



## 主な活動内容

### (1) 事実の確認・状況分析

- 支援チームを組み、情報を整理して、行為に至る背景や当事者の思いについて確認
  - 人から
  - 加害者から
  - 保護者から
  - 周りの子供たちから
  - 地域から
  - 職員から

### (2) 問題の明確化

- 具体的な指導・援助の方針を検討し、役割分担を決定。被害者が納得する対応策

の検討

(3) 問題解決プラン

- ・ 被害者・加害者・クラスの子どもたちへの指導内容の決定。保護者への連絡と謝罪の会設定。
- ・ 必要に応じて関係機関と連携して適切に対応する。

吉成小学校「いじめ防止対策」のための年間指導計画(平成30年度)

	教職員の活動	児童の活動	保護者への活動
4月	○職員会議 ・児童理解と情報交換	○学級開き ※人間関係作り ○いじめ防止「きずな」宣言のめあての記入 ○代表委員会 ○1年生を迎える会	○PTA 総会 ○いじめ防止対策についての説明・啓発 ○授業参観学級懇談会
5月	○いじめ防止キャンペーン ○生徒指導特別支援委員会 ・児童理解と情報交換 ○相談員による転校生の聞き取り	○たてわり活動開始 ○春の遠足 ○いじめ防止「きずな」宣言の5月までの振り返りの記入	
6月	○指導部会 ・児童の情報交換	○第1回いじめアンケート ○修学旅行	
7月	○児童面談 ○校内いじめ防止対策委員会 ・児童の情報交換	○ボランティア活動 ○夏まつり	○個別面談 ・保護者との情報交換
8月	○児童理解研修会(現職教育)	○ボランティア活動 ○第2回いじめアンケート(夏休み明けアンケート)	
9月	・児童の情報交換	○野外活動 ○学区民運動会	○授業参観・懇談会
10月	・児童の情報交換		
11月	○いじめ防止キャンペーン絆サミット ・児童の情報交換	○第3回いじめアンケート(市いじめ実態調査) ○絆サミット参加(5年) ○いじめ防止「きずな」宣言の11月までの振り返りの記入	
12月	○校内いじめ防止対策委員会		○教育相談 ・保護者との情報交換
1月	・児童の情報交換	○代表委員会	
2月	・児童の情報交換	○第4回いじめアンケート	○授業参観・懇談会
3月	○校内いじめ防止対策委員会(次年度への引き継ぎなど)	○6年生を送る会 ○いじめ防止「きずな」宣言の1年間の振り返りの記入 ○「きずなプロジェクト」集会	

※校内いじめ防止対策委員会は必要に応じて随時実施する。